

## 「障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らす」

### 1 開催趣旨

北海道では、平成 21 年に「北海道障がい者条例」を制定し、これまで、障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

また、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に、障がい者差別解消の推進に寄与することが求められています。

さらに令和 6 年 4 月には障害者差別解消法の一部改正法が施行され、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務化されるなど、障がいのある方について知ることや、障がいのある人がさまざまな困難に直面していることへの気づきがより重要になっています。

そこで、障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いのできることを考える、そのようなきっかけにすることを目的として本フォーラムを開催します。

### 2 主 催

北海道（法務省人権啓発活動地方委託事業）

### 3 共 催

函館市

### 4 開催日時・会場等

(1) 日 時 令和 5 年 12 月 16 日（土） 13:30～15:30（予定）

(2) 会 場 函館市民会館 3 階大会議室（函館市湯川町 1-32-1）

(3) 定 員 70 名

### 5 対 象

どなたでも参加可能（無料）

### 6 開催内容

13:30 開会、主催者・共催者挨拶

13:40 基調講演「障害者差別解消法を中心とした権利擁護について」

講師：鶴 素直 氏（湊法律事務所 弁護士）

14:20 ～休憩～

14:30 活動報告①「With You[前向きな障害者と仲間達]まもなく会報 100 号,これまでの活動を振り返って」

話題提供者：佐藤 厚子 氏（With You[前向きな障害者と仲間達] 会長）

14:50 活動報告②「耳が「聞こえない・聞こえにくい」ということ。～難聴・中途失聴の困難と課題～」

話題提供者：三好 昭博 氏（函館中途失聴者・難聴者協会 事務局長）

15:10 活動報告③「発達障害は何がどんなふうに障害か？」

話題提供者：福島 誠 氏（発達障害の当事者ミーティング こんとん 代表）

15:30 閉会

### 7 申し込み方法

(1) 令和 5 年（2023 年）11 月 24 日（金）までに①インターネット（申し込みフォーム使用）又は②ファックス（添付の申込書使用）、のいずれかの方法でお申し込みください。

(2) 車いすの方、手話通訳が必要な方、要約筆記が必要な方、点字の資料が必要な方、介助者の席が必要な方などは、申込時にその旨をお知らせください。

(3) 定員を上回る申込みがあった場合は、別途調整するほか、申込締切日前に申込みを締め切らせていただく場合がありますので、ご了承ください。

### 8 申込み・問い合わせ先

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係（担当：十文字）

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-231-4111（内線 25-731） FAX 011-232-4068

URL <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=mGvdsgk2>（申し込みフォーム）

<https://www.harp.lg.jp/mGvdsgk2>（申し込みフォーム・短縮 URL）

# F A X 申 込 書

あて先：011-232-4068【送信票等は不要です。】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係 十文字 行

「障害者差別解消法 道民フォーラム in 函館」に次のとおり申し込みます。

氏名（ふりがな）	
郵便番号	
お住まいの市区町村	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
必要な配慮（当てはまるものに○をつけてください。）	車いす利用 介助者同行 手話通訳 要約筆記 点字の資料 ルビ付きの資料 三色カード その他（ ）
その他	